

諮問番号 : 令和2年度諮問第7号(令和3年2月25日付け)

答申番号 : 令和3年度答申第3号

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和元年12月6日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第26条の規定による生活保護停止決定処分(令和〇年〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求は、審査請求人が、処分庁が令和〇年〇月〇〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、審査請求人は、法による保護(以下「保護」という。)を受けたいとして、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次の

とおりである。

1 保護を停止することとしたことについて

審査請求人の収支の見込みを検討すると、令和〇年〇月までは保護を必要としないものと認められるが、その後は、再び保護が必要となるものと予想される。

そうすると、処分庁が、臨時的な収入の増加により一時的に保護を必要としなくなったものの、おおむね6か月以内に再び保護を必要とする状態になると見込んで、審査請求人の保護を停止することとしたことに何ら違法又は不当な点はない。

2 保護の停止が令和〇年〇月〇〇日からとされていることについて

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「実施要領取扱」という。）の答えによれば、老齢基礎年金の支給を受けたその日から停止すべきであった。

しかし、停止日の〇日の違いにより、保護費や返還額に影響がない。本件処分を取り消したとしても、改めて停止日を令和〇年〇月〇〇日からとする処分を行うことになると考えられ、審査請求人に何ら利益がなく、いたずらに処分を重ねることになり、不合理である。

そうすると、停止日の誤りは瑕疵ではあるものの、それは、治癒したものと解することが相当である。

3 停止期間が定められていないことについて

実施要領取扱の答えによれば、停止期間を定める必要があった。

しかし、審査請求人は本件処分後そのまま保護が廃止されているから、もはや停止期間の設定によって得られる利益がない。本件処分を取り消したとしても、停止期間を定めた上で、令和〇年〇月〇〇日から保護を停止とする処分を改めて行うことになると考えられ、審査請求人に何ら利益がなく、いたず

らに処分を重ねることになり、不合理である。

そうすると、本件において、停止期間が定められていないことは、瑕疵ではあるものの、それは、治癒したものと解することが相当である。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 2月25日	諮問
令和3年12月22日	審議（第15回第1部会）
令和4年 1月21日	審議（第16回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、次の事実が認められる。

- (1) 令和〇年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対して、老齢基礎年金の裁定の請求を行うよう指導した（乙第19号証）。
- (2) 令和〇年〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人の保護を開始した（乙第1号

証)。

(3) 令和〇年〇月〇〇日、審査請求人から処分庁へ電話があった際、処分庁が審査請求人に対し年金の手続きについて尋ねると、手続きを済ませた旨及び数か月後に振込予定と年金事務所から説明を受けた旨の回答があった。これに対し、処分庁は、年金に関する通知が届いたとき及び振込みがあったときには、処分庁に連絡するよう伝えた(乙第2号証)。

(4) 令和〇年〇月〇日、処分庁は、審査請求人を訪問した際に審査請求人から年金支払通知書の写しを受領した。年金支払通知書によれば、令和〇年〇月の支払額は次のとおりであり、また、支払日は同月〇〇日であると見込まれた。これを受け、処分庁は、審査請求人に対し、保護開始以降に支給した保護費を返還してもらうこととなる可能性があること及び保護を停止する可能性があることを伝えた(甲第10号証、乙第3号証から乙第5号証まで)。

<令和〇年〇月の支払額>

平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までに係るもの	〇〇〇〇円
平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月までに係るもの	〇〇〇〇円
平成〇〇年〇月から令和〇年〇月までに係るもの	〇〇〇〇円
端数	〇円
合計	〇〇〇〇円

(5) 令和〇年〇月〇〇日、処分庁は、処遇判定会議を開催し、保護開始以降に支給した保護費を返還してもらうこと及び同月〇〇日から保護を停止することを決定するとともに、これらを電話により審査請求人に伝えた(乙第5号証)。

(6) 令和〇年〇月〇〇日、審査請求人は、老齢基礎年金〇〇〇〇円の支給を受けた。また、処分庁は、審査請求人を訪問し、改めて保護開始以降に支給した保護費を返還してもらう必要があること及び令和〇年〇月〇〇日から保護を停止することを説明した(甲第9号証、乙第18号証)。

- (7) 処分庁は、令和〇年〇月〇〇日付けの本件処分により、同月〇〇日から審査請求人の保護を停止した。また、併せて、令和〇年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円については、過払金として不当利得の返還請求を行うこととした（乙第6号証、乙第7号証）。
- (8) 本件処分当時、審査請求人は、満〇〇歳であった（乙第13号証）。
- (9) 本件処分当時、審査請求人は、〇〇市内にある家賃月額〇〇〇〇円の賃貸物件に居住しており、世帯人員は〇人であった（乙第13号証、乙第14号証）。
- (10) 本件処分当時、審査請求人は遺族年金の支給を受けており、その額及びそこから特別徴収される介護保険料の額は、次のとおりであった（甲第1号証、乙第16号証）。

	遺族年金支払額	左から特別徴収される介護保険料の額
令和〇年〇月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
令和〇年〇月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
令和〇年〇〇月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
令和〇年〇〇月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
令和〇年〇月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

- (11) 審査請求人に係る保護費は、令和〇年〇月分生活扶助費〇〇〇〇円、同年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円、同年〇月分住宅扶助費〇〇〇〇円及び同年〇月〇〇日から同年〇月〇〇日までに係る医療扶助費〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇円であった（甲第8号証、乙第1号証、乙第8号証、乙第20号証）。
- (12) 処分庁は、令和〇年〇〇月〇日付けの生活保護費用返還金決定処分により、法第63条の規定による返還額を〇〇〇〇円と決定し、審査請求人に通知した（甲第4号証、乙第10号証）。
- (13) 令和〇年〇〇月〇日、処分庁は、不当利得の返還請求に係る返納金通知書及び法第63条の規定による返還に係る納入通知書を審査請求人に送付した（甲第2号証、甲第3号証、乙第11号証、乙第12号証）。

(14) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人に同月〇〇日に支給を受けた年金の額を確認し、審査請求人が遺族年金の他に老齢基礎年金の支給を受けたことを把握した（乙第17号証）。

(15) 令和〇年〇〇月〇日、処分庁は、審査請求人の年金収入が最低生活費とほぼ同額であり、相当の手持金もあるとして審査請求人の保護を廃止した（乙第17号証）。

2 法の規定等

(1) 保護の停止に係る法の規定等

ア 法

法第26条は、保護の停止及び廃止について、次のとおり規定している。

「第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」

イ 実施要領取扱

実施要領取扱第10問12の答は、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合について、次のとおり定めている。

「答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。

1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態にな

ることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

略

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」

なお、実施要領取扱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

(2) 保護費の算定に係る法の規定等

ア 法

法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者

の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

イ 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）

(ア) 生活扶助費の基準生活費

保護基準別表第1第1章1(2)アは、生活扶助費の居宅に係る基準生活費について、次のとおり定めている。ただし、次のうち、算式につい

ては、令和元年10月1日から、「 $A \times \frac{1}{3} + (B + C) \times \frac{2}{3} + D$ 」に改正

されている。また、期末一時扶助費の表及び経過的加算額（月額）の表についても、令和元年10月1日から、所要の改正がなされている。

「ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times \frac{2}{3} + (B + C) \times \frac{1}{3} + D$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逡減率の表中率②の項に掲げる世帯人

員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（以下「合計額②」という。）（ただし、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.9を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に0.9を乗じて得た額とする。）

B 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額③の合計額（ただし、当該合計額が、合計額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

C 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

D 第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率の表 略

期末一時扶助費の表 略

経過的加算額（月額）の表 略

」
なお、保護基準別表第9の2(1)は〇〇市の級地区分を2級地-1とし、保護基準別表第1第1章1(2)イは岐阜県の第2類の表におけるI区からVI区までの区分をV区としているところ、保護基準別表第1第1章1(1)イ(ア)第1類の表及び第2類の表並びに保護基準別表第1第1章1(2)ア逓減率の表、期末一時扶助費の表及び経過的加算額（月額）(イ)2級地-1の表によれば、審査請求人の基準生活費の算定に用いる基礎

数値は、別表第1のとおりである。

(イ) 住宅扶助費の基準額

保護基準別表第3は、住宅扶助費の基準額について、次のとおり定めている。

「別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代 等の額（月額）	補修費等住宅維 持費の額（年額）
1級地及び2級地	13,000円以内	122,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

次官通知第10は、保護の決定について、次のとおり定めている。

「第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこ

れを定めること。

」

なお、次官通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

エ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

(ア) 局長通知第7の4(1)イは、月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合の住宅費の取扱いについて、次のとおり定めている。

「イ 月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であつて、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて、家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。」

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

(イ) 局長通知第8の1(4)は、恩給、年金等に係る収入の認定について、次のとおり定めている。

「(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後

の実際の受給額を認定すること。」

オ 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「家賃限度額通知」という。）

保護基準別表第3の2の「厚生労働大臣が別に定める額」について、家賃限度額通知は、〇〇市における世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（世帯人員1人）を「〇〇〇〇円」と定めている。

カ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。）

生活保護問答集問7-13の答は、月の途中において保護の開始や変更をする場合における月額で示されている最低生活費の認定について、次のとおり述べている。

「（答） 実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。実施要領の特別の定めとしては次のようなものがある。

(1)から(4)まで 略

(5) 住宅扶助費（日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするとき）」

3 本件処分について

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 保護を停止することとしたことについて

被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の停止又は廃止を行わなければならないが、臨時的な収入の増加等により一時的に保護を必要としなくなった場合であって、おおむね6か月以内に再び保護を必要とする状態になることが予想されるときは、保護を停止するものとされている。

これを本件について見ると、審査請求人の生活扶助費の基準生活費は、上記2(2)イ(ア)において示したところにより算定すると、令和〇年〇月が〇〇〇〇円、同年〇〇月及び令和〇年〇月が〇〇〇〇円、令和〇年〇〇月及び令和〇年〇月から〇月までが〇〇〇〇円、令和〇年〇〇月が〇〇〇〇円である。また、審査請求人は、家賃月額〇〇〇〇円の賃貸物件に居住しており、この額は、家賃限度額通知が定める限度額を超えないことから、住宅扶助の基準額は同額であるところ、令和〇年〇月以降もこの物件に居住するとすれば、同月以降の各月における住宅扶助の基準額も同額となる。さらに、審査請求人は、保護が停止されれば、後期高齢者医療制度により医療を受けることとなるものであるが、その際に必要となる医療費の一部負担金については、令和〇年〇月〇〇日から同年〇月〇〇日までに係る医療扶助費が〇〇〇〇円であったこと、後期高齢者医療の一部負担金が一般に医療費の1割であることから、次式により算定し、毎月〇〇〇〇円と見込むことができる。

$$〇〇〇〇円 \div 2 \times 0.1 = 〇〇〇〇円$$

一方、各月の収入については、審査請求人が、上記1(10)のとおり、遺族年金の支給を受けるとともに、介護保険料を特別徴収されることとなっていたことから、令和〇年〇月分及び〇月分が次式により算定して〇〇〇〇円となり、また、同様に計算して、同年〇〇月分及び〇〇月分は〇〇〇〇円、同年〇〇月分及び令和〇年〇月分は〇〇〇〇円、同年〇月分及び〇月分は〇〇〇〇円と見込むことができる。

$$(〇〇〇〇円 - 〇〇〇〇円) \div 2 = 〇〇〇〇円$$

そして、審査請求人は、令和〇年〇月〇〇日に平成〇〇年〇月から令和〇年〇月までに係る老齢基礎年金〇〇〇〇円の支給を受けたが、このうち、〇〇〇〇円については、不当利得の返還又は法第63条の規定による返還として、返還する必要があったことから、審査請求人が費消すること

ができる額（以下「費消可能額」という。）は、〇〇〇〇円から〇〇〇〇円を引いた〇〇〇〇円であったと認められる。

こうした金額を基に審査請求人の収支の見込みを検討すると、別表第2のおりとなり、審査請求人は、令和〇年〇月までは保護を必要としないものと認められるが、その後は、再び保護が必要となるものと予想される。そうすると、処分庁が、臨時的な収入の増加により一時的に保護を必要としなくなったものの、おおむね6か月以内に再び保護を必要とする状態になると見込んで、審査請求人の保護を停止することとしたことに何ら違法又は不当な点はない。

イ 保護の停止が令和〇年〇月〇〇日からとされていることについて

本件処分は、審査請求人が令和〇年〇月〇〇日に臨時の収入である老齢基礎年金〇〇〇〇円の支給を受けたことによりなされたものであり、実施要領取扱第10問12の答によれば、同日から保護を停止する必要があったものである。この点、本件処分は令和〇年〇月〇〇日から保護を停止しており、実施要領取扱第10問12の答に反する。

しかし、審査請求人の令和〇年〇月に係る保護費は住宅扶助費と医療扶助費であるところ、住宅扶助費については、月の途中で保護が停止されても、日割計算することなく、1か月分を支給することができるものであることから、停止の時期が同月〇〇日であるか〇〇日であるかにより、その額に影響がなく、医療扶助費についても、同日に係るものがない（乙第8号証）ことから、同様に影響がない。一方、処分庁としては、あくまでも保護の必要のない者を保護することはできないのであって、仮に、保護の停止が令和〇年〇月〇〇日からとされていることをもって本件処分が取り消されたとしても、再度、同月〇〇日から保護を停止とする処分を行うこととなるものと考えられる。しかし、こうしたことは、審査請求人にとって何ら利益がないばかりでなく、いたずらに処分を重ねることとな

り、不合理である。

そうすると、本件処分が実施要領取扱に則った取扱いをしていないことについて、行政運営の上では問題が無いとはいえないが、本件においては停止の時期が同月〇〇日であるか〇〇日であるかにより審査請求人に不利益に働くことはないこと、行政手続法等の法令による所定の手続に違反しているものではないこと、審査請求人に対する処分の判断過程に影響を及ぼすものではないことから、取り消しうべき瑕疵には当たらない。

ウ 停止期間が定められていないことについて

本件処分は、審査請求人が令和〇年〇月〇〇日に臨時の収入である老齢基礎年金〇〇〇〇円の支給を受けたことによりなされたものであり、実施要領取扱第10問12の答1(1)なお書によれば、停止期間を定める必要があったものである。この点、本件処分は停止期間を定めておらず、実施要領取扱第10問12の答1(1)なお書に反する。

しかし、実施要領取扱第10問12の答1(1)なお書が停止期間の設定を要求しているのは、あらかじめ停止期間を示すことにより停止の処分を受ける者に予見可能性を与え、その者が不必要に不安定な状態に置かれることがないようにするためであると考えられるところ、審査請求人については、本件処分による保護の停止後、そのまま保護が廃止されているのであり、審査請求人には、もはや停止期間の設定により得られる利益がない。一方、処分庁としては、あくまでも保護の必要のない者を保護することはできないのであって、仮に、停止期間が定められていないことをもって本件処分が取り消されたとしても、停止期間を定めた上で、再度、令和〇年〇月〇〇日から保護を停止するとする処分を行うこととなるものと考えられる。しかし、こうしたことは、審査請求人にとって何ら利益がないばかりでなく、いたずらに処分を重ねることとなり、不合理である。

そうすると、本件処分が実施要領取扱に則った取扱いをしていないこと

は、行政運営の上では問題が無いとはいえないが、本件処分による保護の停止後、そのまま保護が廃止されているのであり、審査請求人には、もはや停止期間の設定により得られる利益がないこと、行政手続法等の法令による所定の手続に違反しているものではないこと、審査請求人に対する処分の判断過程に影響を及ぼすものではないことから、取り消しうべき瑕疵には当たらない。

(2) 保護を受けたいとの審査請求人の主張について

保護は受けたいから受けられるものではなく、審査請求人については、上記(1)アのとおり、本件処分当時、保護の必要がなかった。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分に係る通知書には、保護停止の理由として「年金等の増加により」と記載されているのみで、処分に当たって適用した根拠法令の条項も示されていない。

この点、不利益処分を行う場合の「理由の提示」の程度については、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の名宛人においてその記載自体から了知しうるものでなければならない。また、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条に基づいて規定された処分基準に準拠して不利益処分を行う場合には、上記に加えて、処分基準の内容及び適

用関係を記載すべきである。

「理由の提示」については、これまでも処分庁の他の案件に係る当審査会の答申において重ねて付言しているが、本件処分においても改善がみられないことから、処分庁においては、処分理由の記載について改善を図ることが強く望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋

別表第1

生活扶助費の基準生活費の算定に用いる基礎数値

〇〇〇〇

別表第2

令和〇年〇月〇〇日に支給を受けた老齢基礎年金のうち、
費消可能額（当初〇〇〇〇〇円）の費消見込み

〇〇〇〇